

○戸田市建築物屋上等緑化奨励補助金交付要綱

平成15年2月18日

市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、戸田市緑化推進条例（昭和49年条例第18号）第12条の規定に基づき、緑豊かな景観の創出と都市環境の改善を積極的に推進するため、建築物の屋上等の緑化を行う者に対し、戸田市建築物屋上等緑化奨励補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付手続等に関しては、戸田市補助金等交付規則（平成21年規則第6号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「屋上等の緑化」とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 建築物の屋上に植栽基盤を整備し、樹木、地被植物等により緑化する（以下「屋上緑化」という。）こと。
- (2) 建築物のベランダに植栽基盤を整備し、樹木、地被植物等により緑化する（以下「ベランダ緑化」という。）こと。
- (3) 建築物の壁面に、緑化補助資材（ネットフェンス等）を設置又は自立はん登・下垂により、つる性植物（1年草を除く。）等において緑化する（以下「壁面緑化」という。）こと。

(補助対象者等)

第3条 この要綱に基づき補助金の交付を受けることができる者は、市内の建築物において屋上等の緑化を行う当該建築物の所有者とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は補助対象から除くものとする。

- (1) 国、地方公共団体その他これに準ずる団体であるとき。
- (2) 建築物、緑化工法、資材等の販売を目的に設置するとき。
- (3) 戸田市宅地開発事業等指導条例（平成28年条例第22号）の適用を受けて設置するとき。
- (4) 本市における他の補助制度又は国、地方公共団体その他これらに準ずる団体における同様の補助を受けているとき。

(補助の要件)

第4条 この要綱に基づく補助金の交付は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 新たに屋上等の緑化を行うか、又はこの要綱に基づく補助を受け5年以上経過した緑化施設を全面的に改修すること。
- (2) 植栽基盤の面積が、屋上緑化については3平方メートル以上、ベランダ緑化については1平方メートル以上とし、壁面緑化については緑化面積が2平方メートル以上であること。
- (3) 屋上等の緑化を施す建築物が、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の法令等に適合するものであること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表に定める額を基準とし、予算の範囲で市長が定める。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、屋上等の緑化工事に着手する前に、建築物屋上等緑化奨励補助金交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 前条の申請があったときは、補助の可否及び補助金の交付額を決定し、建築物屋上等緑化奨励補助金(交付・不交付)決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 前条により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、屋上等の緑化工事が完了したときは、速やかに建築物屋上等緑化実績報告書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、審査及び調査を行い、補助金の額を確定し、建築物屋上等緑化奨励補助金確定通知書(第4号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の規定により補助金額を確定した後に補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、建築物屋上等緑化奨励補助金交付請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（他の補助金との調整）

第11条 この要綱における補助対象費用については、市が別に行う補助施策とこの要綱に基づく補助金とを重複して受けることはできない。

（樹木等の管理）

第12条 補助金の交付を受けた者は、良好な管理をもって樹木等の育成に努め、補助を受けた日から5年以上当該緑化施設の保存に努めなければならない。

（補助金の返還）

第13条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反し、又は補助の要件を欠くに至ったとき。

(2) 虚偽の方法によって補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたことが明らかになったとき。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月28日から施行する。

附 則（令和8年3月31日）

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現に印刷されている改正前の様式については、当分の間、取り繕って使用することができるものとする。

別表（第5条関係）

種別	対象工事	補助金の額
屋上緑化 ベランダ緑化	1 防水・防根処理、灌水・排水施設等基盤整備に要した経費 2 土壌等植栽基盤及び植栽に要した経費 3 プランター（1基50リットル以上）に要した経費	対象工事費が1㎡当たり2万円未満の場合はその工事費を、2万円以上の場合は2万円に緑化面積を乗じて得られた額を補助の対象とし、その3分の2に相当する額以内を補助金の額とする。 ただし、その金額が50万円を超える場合は、50万円とする。
壁面緑化	1 緑化補助資材の設置に要した経費 2 防根処理、灌水施設等の整備に要した経費 3 土壌等植栽基盤及び植栽に要した経費（植栽は、1㎡当たり3本を標準とする。）	対象工事費が1㎡当たり1万円未満の場合はその工事費を、1万円以上の場合は1万円に緑化面積を乗じて得られた額を補助の対象とし、その3分の2に相当する額以内を補助金の額とする。ただし、その金額が50万円を超える場合は、50万円とする。 〈緑化面積の算定〉 ○ 壁面自立登はん・下垂型の緑化については、緑化する部分の水平延長に1.0㎡を乗じた面積とする。 ○ 緑化補助資材の設置による緑化については、つる誘引ネットフェンス等の面積とする。
備考 1 緑化面積の算定については、単位は「㎡」とし小数点第2位を四捨五入する。 2 補助金の額については、緑化種別ごとに算定し100円未満は切り捨てるものとする。		

第1号様式(第6条関係)

建築物屋上等緑化奨励補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)
戸 田 市 長

申請者
住所
氏名
電話

戸田市建築物屋上等緑化奨励補助金を次のとおり申請します。

種 別	・ 屋上緑化	・ ベランダ緑化	・ 壁面緑化
建 築 物	所在地	戸田市	
	用 途		
	名 称		
緑化の内容	緑化面積	緑化 m× m= m ²	合計 m ²
		緑化 m× m= m ²	
	主な樹種	本 m ²	
	費 用	緑化 円 緑化 円	合 計 円
工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
設 置 方 法	・ 新 設 ・ 改 修		
施 工 者	・ 本 人 ・ 業 者		
添 付 書 類	1 案内図 2 緑化計画図(平面図等) 3 補助対象工事の見積書(各工種の明細がわかるもの) 4 工事着手前の写真 5 その他必要書類(緑化設備のカatalog等)		

第2号様式(第7条関係)

第 年 月 日 号

建築物屋上等緑化奨励補助金(交付・不交付)決定通知書

様

戸田市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった補助については、次のとおり決定しましたので通知します。

補 助 の 可 否	1 補助する 2 補助しない(理由)
交 付 決 定 額	(予定額) 円

交 付 条 件

建築物の所在地	戸田市			
建築物の名称				
緑 化 の 内 容	種 別	・ 屋上緑化	・ ベランダ緑化	・ 壁面緑化
	緑化面積	緑化	㎡	
		緑化	㎡	
	主な樹種			
実 施 年 度	年度			

(注)

- 1 建築物屋上等緑化奨励補助金申請書の記載事項に変更があるときは、事前に連絡してください。
- 2 緑化の工事が完了したときは、速やかに建築物屋上等緑化実績報告書を提出してください。

第3号様式(第8条関係)

建築物屋上等緑化実績報告書

年 月 日

(宛先)
戸 田 市 長

補助事業者
住所
氏名
電話

建築物屋上等の緑化工事が完了しましたので、次のとおり報告します。

種 別	・ 屋上緑化 ・ ベランダ緑化 ・ 壁面緑化					
建築物所在地	戸田市					
建築物名称						
緑化の内容 (実 績)	緑化面積	緑化	m ×	m =	m ²	合計 m ²
		緑化	m ×	m =	m ²	
	主な樹種					
添 付 書 類	1 緑化竣工図(平面図等) 2 完成写真 3 緑化工事費用支払い領収書又は請求書の写し 4 その他必要書類 ※緑化の内容が申請時から変更になった場合は施行業者からの 請求書(各工種の明細がわかるもの)が必要になります。					

第4号様式(第9条関係)

第 年 月 日 号

建築物屋上等緑化奨励補助金確定通知書

様

戸田市長 氏 名 印

年 月 日付けで実績報告書の提出があった補助金については、次のとおり
確定しましたので通知します。

交 付 確 定 額	円
-----------	---

第5号様式(第10条関係)

建築物屋上等緑化奨励補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)
戸 田 市 長

補助事業者
住所
氏名
電話

建築物屋上等緑化奨励補助金を次のとおり請求します。

請 求 額	円
-------	---

第 1 号様式（第 6 条関係）

第 2 号様式（第 7 条関係）

第 3 号様式（第 8 条関係）

第 4 号様式（第 9 条関係）

第 5 号様式（第 1 0 条関係）